

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年10月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該違反 点数
令和2年10月5日	八幡第一交通株式会社(法 人番号1290802013871)代 表者野口和之	黒崎営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条 第3項	令和2年6月24日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	1点	1点	1点	1点
	福岡県北九州市八幡西区紅 梅1-8-13	福岡県北九州市八幡西区紅 梅1-6-8							